

## 宮崎市行政改革推進本部設置要綱

## (設置)

第1条 本市の健全財政を確立し、行政全般について総合的、効率的運営を図るため、宮崎市行政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 事務事業の総点検に関する事。
- (2) 組織機構の改善に関する事。
- (3) 歳入の確保及び歳出の効率化・合理化に関する事。
- (4) その他市の行財政全般に関する事。

## (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長、副本部長は副市長を、本部員は別表1に定める職にある者をもって充てる。

## (会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し議長となる。

- 2 本部長が不在のときは、企画財政部の事務を担当する副本部長が職務を代理する。

## (幹事会の設置)

第5条 推進本部を補佐し、本部長の指示する事項を検討するため、幹事会をおく。

- 2 幹事会は、別表2に定める職にある者をもって組織する。
- 3 幹事会に会長及び副会長をおき、会長は行政経営課長を、副会長は人事課長をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、会長が招集し議長となる。
- 5 会長が不在のときは、副会長がその職務を代理する。

## (庶務)

第6条 推進本部の庶務は、企画財政部行政経営課において行う。

## (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成7年6月1日から施行する。
- 2 宮崎市行政改革推進本部設置要綱（昭和57年11月17日施行）は廃止する。

## 附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

|             |
|-------------|
| 企画財政部長      |
| 総務部長        |
| 危機管理部長      |
| 税務部長        |
| 地域振興部長      |
| 環境部長        |
| 福祉部長        |
| 子ども未来部長     |
| 健康管理部長      |
| 農政部長        |
| 観光商工部長      |
| 建設部長        |
| 都市整備部長      |
| 佐土原総合支所長    |
| 田野総合支所長     |
| 高岡総合支所長     |
| 清武総合支所長     |
| 会計管理者       |
| 上下水道局長      |
| 消防局長        |
| 議会事務局長      |
| 教育長         |
| 教育局長        |
| 農業委員会事務局長   |
| 監査事務局長      |
| 選挙管理委員会事務局長 |

別表 2

|                 |
|-----------------|
| 企画政策課長          |
| 財政課長            |
| 行政経営課長          |
| 総務法制課長          |
| 人事課長            |
| 危機管理課長          |
| 納税管理課長          |
| 地域コミュニティ課長      |
| 環境政策課長          |
| 福祉総務課長          |
| 子育て支援課長         |
| 保健医療課長          |
| 農政企画課長          |
| 観光戦略課長          |
| 土木課長            |
| 都市計画課長          |
| 佐土原総合支所地域市民福祉課長 |
| 田野総合支所地域市民福祉課長  |
| 高岡総合支所地域市民福祉課長  |
| 清武総合支所地域市民福祉課長  |
| 会計課長            |
| 上下水道局総務課長       |
| 消防局総務課長         |
| 議会事務局総務課長       |
| 教育委員会事務局企画総務課長  |
| 農業委員会事務局次長      |
| 監査事務局次長         |
| 選挙管理委員会事務局次長    |